

訪問看護・介護予防訪問看護契約書別紙（兼重要事項説明書）

利用者に対するサービスの提供開始にあたり事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	ホームケア株式会社
主たる事務所の所在地	〒272-0023 千葉県市川市南八幡3-5-15-401
代表者（職名・氏名）	代表取締役 池田 文江
設立年月日	平成 28年 3月 3日
電話番号	047-320-3710

2. ご利用事業所・サテライトの概要

ご利用事業所の名称	訪問看護リハビリステーション ホームケア本八幡
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護・訪問リハビリ
事業所の所在地	〒272-0023 千葉県市川市南八幡3-5-15-401
電話番号	047-320-3710
指定年月日・事業所番号	平成28年6月1日指定 1262790327
管理者の氏名	鈴木 真梨
通常の事業の実施地域	市川市、船橋市、東京都江戸川区

サテライトの名称	訪問看護リハビリステーション ホームケア本八幡 サテライト市川大野
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護・訪問リハビリ
サテライトの所在地	〒272-0805 千葉県市川市大野町3-1688-3 YASUIビル第71F
電話番号	047-339-3689
開所年月日	平成31年4月1日
通常の事業の実施地域	市川市、松戸市、船橋市

サテライトの名称	訪問看護リハビリステーション ホームケア本八幡 サテライト八幡
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護・訪問リハビリ
サテライトの所在地	〒272-0021 千葉県市川市八幡2-2-4-101
電話番号	047-336-3666
開所年月日	令和4年3月1日
通常の事業の実施地域	市川市、船橋市、東京都江戸川区

3. 事業の目的・運営の方針

事業の目的	主治医が訪問看護の必要性を認めた要支援・要介護の状態にある高齢者、または療養生活をしている全ての方に対し、主治医との連携の下に、適正な訪問看護を提供することを目的とします。次の三項に該当する場合は医療保険の適用となります。 ①介護保険の対象でない利用者（介護保険非該当者）②医療依存度が重度化し、介護保険適応外の利用者 ③厚生労働大臣が定めた疾患や病状の利用者
運営の方針	訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに、訪問看護計画に沿って行います。介護予防訪問看護においては、利用者の意欲が高まるように様々な工夫をして自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。訪問看護の実施は、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）がお宅を訪問し療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	職 員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者	1人	0人	1人
看護師	6人	7人	13人
作業療法士	0人	2人	2人
理学療法士	4人	0人	4人

7. 利用料

（1）訪問看護の利用料

①介護保険によるもの

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割または3割（平成30年8月から））です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分】

看護師が行う場合

（費用額＝単位数×地域ごとの1単位の地域区分単価（10.70））

＜訪問看護＞

サービス内容略称	算定時間	介護報酬単位	基本費用額（10割）
訪看I2	30分未満	471	5,039
訪看I3	30分以上1時間未満	823	8,806
訪看I4	1時間以上1時間30分未満	1,128	12,069

<介護予防訪問看護>

サービス内容略称	算定時間	介護報酬単位	基本費用額（10割）
予防看I2	30分未満	451	4,825
予防看I3	30分以上1時間未満	794	8,495
予防看I4	1時間以上1時間30分未満	1,090	11,663

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う場合

<訪問看護>

サービス内容略称	サービスの内容	介護報酬単位	基本費用額（10割）
訪看I5	1回（20分）	294	3,145
訪看I5	2回（40分）	588	6,291
訪看I5・2超	3回（60分）	795	8,506
訪看I3・複12	30分以上1時間未満	1225	13,107

<介護予防訪問看護>

サービス内容略称	サービスの内容	介護報酬単位	基本費用額（10割）
予防看I5	1回（20分）	284	3,038
予防看I5	2回（40分）	568	6,077
予訪看I3・複12	30分以上1時間未満	1196	12,797

(注1) 前頁の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、
これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改訂されます。
なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを
利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますので
ご留意ください。

(注3) 算定時間には移動、記録の時間等も含まれます。ケアを行う時間はおおむね以下のようになります。

30分未満：25分程度のケア

30分以上60分未満：45分程度のケア

60分以上90分未満：75分程度のケア

(注4) 介護予防訪問看護につきまして利用開始月から12月をサービス期間とさせていただきます。

(注5) 利用開始月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回5単位を減算

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本単位	費用額
初回加算（I）	退院当日、新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	350	3,745
初回加算（II）	退院日2日目以降、新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	300	3,210
退院時共同指導加算	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合	600	6,420
訪問看護体制 強化加算（I）	緊急時加算、特別管理加算が一定の基準を満たしている事業所にのみ国から認められている加算（要介護認定者のみ算定対象）	550	5,885
予防訪問看護体制 強化加算	緊急時加算、特別管理加算が一定の基準を満たしている事業所にのみ国から認められている加算（要支援認定者のみ算定対象）	100	1,070
サービス提供体制 強化加算	利用者に一定基準のサービスを提供する体制が整っている事業所が算定できる加算 ※1訪問につき1回算定	(II) 3	32
緊急時訪問看護 加算（I）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	600	6,420
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500	5,350
特別管理加算Ⅱ		250	2,675
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	2500	26,750

口腔連携強化加算	利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔の健康状態の評価の結果を情報提供した場合 (1月につき)	50	535
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時~22時)又は早朝(6時~8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜(22時~翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算 (I)	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	254	2, 717
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	402	4, 301
複数名訪問加算 (II)	同時に看護師等と看護補助者が一人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	201	2, 150
	同時に看護師等と看護補助者が一人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	317	3, 391

②医療保険によるもの

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びその他の利用料をお支払いいただきます。

【基本部分】

サービス内容	基本費用額		
訪問看護基本療養費 (I)	週3日目まで：5, 550円／日 週4日目以降：6, 550円／日 (理学療法士等の場合：5, 550円／日)		
訪問看護基本療養費 (II) (同一建物居住者への 訪問看護)	同一日2人	週3日目まで： 5, 550円／日	週4日目以降：6, 550円／日 (理学療法士等の場合：5, 550円／日)
	同一日3人以上	週3日目まで： 2, 780円／日	週4日目以降：3, 280円／日 (理学療法士等の場合：2, 780円／日)
訪問看護基本療養費 (III) (外泊者への訪問看護)	8, 500円 入院中に1回（基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者の場合は入院中に2回）限りの算定		
訪問看護管理療養費	初日： 7, 670円		
機能強化型管理療養費 1	初日： 13, 230円		
機能強化型管理療養費 2	初日： 10, 030円		
機能強化型管理療養費 3	初日： 8, 700円		
精神科訪問看護基本 療養費 (I)	週3日目まで 30分未満：4, 250円／日 30分以上：5, 550円／日		
精神科訪問看護基本 療養費 (III) (同一建物居住者への 訪問看護)	同一日 2人	週3日目まで 30分未満：4, 250円／日 30分以上：5, 550円／日	週4日目以降 30分未満：5, 100円／日 30分以上：6, 550円／日
	同一日 3人 以上	週3日目まで 30分未満：2, 130円／日 30分以上：2, 780円／日	週4日目以降 30分未満：2, 550円／日 30分以上：3, 280円／日
精神訪問看護基本 療養費 (IV) (外泊者への訪問看護)	8, 500円 入院中に1回（基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者の場合は入院中に2回）限りの算定		
DX情報活用加算	50円／月		
訪問看護ベースアップ 評価料 (I)	780円／月		

1. 後期高齢者医療保険者証を持っている方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	後期高齢者医療費保険証に記載
一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の2割	
一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の3割	

2. その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

3. 訪問看護療養費の加算等について

サービス内容	加算金額	備考
24時間対応体制加算	6,800円／月	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも病状の変化時に、電話で看護の意見を求めることが出来る体制にあり必要時には訪問看護を行います
緊急時訪問加算 月14日目まで 月15日目まで	2,650円／回 2,000円／回	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合
難病等複数回数訪問看護加算 1日2回目 1日3回目	4,500円 8,000円	※1日3回の加算額は2・3回目の訪問の合計になります。
長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える)	5,200円	特別管理加算対象・特別指示書の場合は、1回/週、15歳未満の(準)超重症児の場合は3回/週まで可能
乳幼児加算：6歳以下の乳幼児 厚生労働大臣が定める者 上記以外の場合	1,800円／日 1,300円／日	乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者 ①超重症児又は準超重症児 ②特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者 ③特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
複数名訪問看護加算 ～看護師と訪問～ 週1日 ～看護補助者との訪問～ 週3日 (回数制限無い場合もあり)	4,500円 3,000円 (1回/1日) 6,000円 (2回/1日) 10,000円 (3回/1日)	一人での看護が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合) ①末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の方 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている方 ③特別な管理を必要とする方
複数名精神科訪問看護加算 ～看護師と訪問～	4,500円 (1回/1日) 9,000円 (2回/1日) 14,500円 (3日/1日)	一人での看護が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる者 利用者及びその家族それぞれへの支援が必要な者

精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円
		同一建物3人以上	4,000円
	1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円
		同一建物3人以上	7,200円
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時	
深夜訪問看護加算	4,200円	深夜とは22時～6時	
退院時共同指導加算 (1回 がん末期等は2回) 特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は加算)	8,000円 2,000円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたり医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同し、居宅における療養上必要な指導を行った場合(やむを得ない事情で対面参加できず、情報通信機器を用い行う場合があります)	
退院支援指導加算	6,000円 8,400円 (長時間)	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保健医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合	
在宅患者連携指導加算(月1回)	3,000円	医療関係職種間の連携による指導等	
在宅患者緊急時カンファレンス 加算(月2回)	2,000円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス	
特別管理加算(I)	5,000円／月	I、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態	
特別管理加算(II)	2,500円／月	II、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態	
精神科重症患者支援管理連携加算 (月1回限り) イ：週2回以上の訪問 ロ：月2回以上の訪問	8,400円 5,800円	精神科訪問看護基本療養費、24時間対応体制加算、精神科重症患者支援管理連携加算の届け出を地方厚生省(支)局長に行っている。利用者が保健医療機関において精神科在宅患者支援管理料2の算定対象になっていて、その保健医療機関と訪問看護ステーションが連携している	
訪問看護ターミナルケア療養費 (介護保険との通算可能)	25,000円	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアを行った場合	
悪性腫瘍利用者の緩和ケアに係る 専門の研修を受けた看護師の同行	12,850円	管理療養費はなし	
訪問看護情報提供療養費	1,500円	市等への情報提供	

注：特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護をご利用中の方に
対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示が出た
場合、一月につき指示の日から14日を限度として（但し、ア・気管カニューレを使用している状
態 イ・真皮を超える褥瘡の状態の方については、月2回まで）訪問看護が適応となります。

③保険外サービス

保険適用外のサービスが発生する場合、以下の料金での全額自費負担となります。

（1）介護保険利用の場合

死後の処置	20,000円
キャンセル料	<p>サービス提供のキャンセル、時間変更はサービス提供の24時間前までにご連絡ください。連絡がない場合は金2,000円のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。</p> <p>（注）利用予定24時間前までにご連絡をいただいた場合は、キャンセル料は不要です。</p>

（2）医療保険利用の場合

休日の訪問	1回	1,000円
死後の処置		20,000円
キャンセル料	<p>サービス提供のキャンセル、時間変更はサービス提供の24時間前までにご連絡ください。連絡がない場合は金2,000円のキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。</p> <p>（注）利用予定24時間前までにご連絡をいただいた場合は、キャンセル料は不要です。</p>	
交通費	<p>事業所を基点として片道おおむね 5km未満・・・200円、5km以上10km未満・・・300円 10km以上・・・500円、15km以上・・・1,000円 公共交通機関利用は実費</p>	
営業時間内で1時間を超える訪問（長時間 訪問看護加算の対象外の時）	9:00～18:00 (訪問提供時間)	30分毎 3,000円
週3回を超える訪問（回数制限のある方）	30分以上60分未満	1回 6,000円
1日4回以上の訪問（4回目からの訪問料金が対象）		1回 6,000円

(3) 保険適用なしでの訪問利用の場合

【看護】 自費サービス料金表

訪問開始時間 【9:00～17:59】

訪問時間	平日(祝日含む)	土日
30分未満	7,000円	8,000円
30分以上 60分未満	10,000円	11,000円
60分以降 (30分追加毎)	4,000円	5,000円

訪問開始時間 【6:00～8:59, 18:00～21:59】 (25%増)

訪問時間	平日(祝日含む)	土日
30分未満	8,750円	10,000円
30分以上 60分未満	12,500円	13,750円
60分以降 (30分追加毎)	5,000円	6,250円

訪問開始時間 【22:00～5:59】 (50%増)

訪問時間	平日(祝日含む)	土日
30分未満	10,500円	12,000円
30分以上 60分未満	15,000円	16,500円
60分以降 (30分追加毎)	6,000円	7,500円

- ・訪問時間は移動・記録時間を含めたものです。
ケア時間 30分：概ね25分前後、60分：概ね45分前後
- ・年末年始訪問(12/29～1/3)は上記料金から30%増となります。
(ただし1/1はご利用いただけません)
- ・ケアに必要な物品等は全て実費負担となります。

【リハビリ】 自費サービス料金表

訪問開始時間 【9:00～16:00】

訪問時間	平日(祝日含む)
40分	7,000円
60分	10,000円
60分以降 (20分追加毎)	4,000円

- ・訪問時間は移動・記録時間を含めたものです。
リハビリ時間 40分：概ね30～35分前後、60分：概ね45分前後
- ・年末年始訪問(12/29～1/3)は上記料金から30%増となります。
(ただし1/1はご利用いただけません)
- ・ケアに必要な物品等は全て実費負担となります。

8. 支払い方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求し、利用者の指定口座からの振替になります。サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所 相談窓口	電話番号 047-320-3710 責任者 池田 文江 面接場所 当事業所の相談室
-------------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

千葉	千葉県国民健康保険団体連合会	電話番号 043-254-7428
	市川市介護保険相談窓口	電話番号 047-712-8548
	松戸市介護保険相談窓口	電話番号 047-366-7370
	船橋市介護保険相談窓口	電話番号 047-436-2302
東京	東京国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0177
	江戸川区介護保険相談窓口	電話番号 03-5662-0061

12. 虐待防止、身体拘束防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止、身体拘束の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待・拘束の発生又はその再発を防止するための委員会の設置、開催をします。
- (2) 虐待・拘束防止に関する責任者を選定しています。虐待・拘束防止に関する責任者は管理者です。
- (3) 従業者に対する虐待・拘束防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待・拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. ハラスメントについて

事業者は、職員の人権擁護等の為に、ハラスメントと受け取れる行為を利用者及び養護者等が行った場合は、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者にハラスメントの研修をします。
- (2) サービス実施及び訪問が困難と認められるときなどは、2人でのサービスの実施及び訪問を行う場合があります。
- (3) ハラスメントと受け取れる行為を利用者及び養護者等が行った場合は、速やかに保険者及び関係機関への相談・報告します。
- (4) 利用者及び養護者等は、従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、契約を解約することができます。

14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 当事業所は緊急時対応体制をとっている為、担当制(受持制)ではありません。
特定の看護師のみの訪問や看護師の指名等は受け付けておりませんので、
予めご了承ください。
- (2) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、
予めご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (3) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (4) 体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなった時は、
できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）
又は当事業所へご連絡ください。
- (5) 訪問看護職員のお宅への訪問にあたり、天候や交通事情等によってお宅への
到着が 10 分程度前後する可能性が有ることをご了承ください。
それ以上の時間の前後が生じる場合は、その旨ご連絡を差し上げます。

重要事項説明書の説明を受け、同意しました。

年 月 日

説明者 _____

利用者または代理人 _____ 印

利用者との関係 _____

ご利用者・ご家族等の個人情報保護等に関する同意書

年 月 日

訪問看護リハビリステーション ホームケア本八幡 様

私（利用者及び家族）の個人情報については、下記の必要最小限の範囲で使用することを同意します。

記

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申込及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者は個人情報の提供を必要とする場合主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会、照会の回答、会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
※学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）
※学芸や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合には私の同意を得る）

2. 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

利用者または代理人

氏名 _____ 印

本人との関係（ ）

ご家族

氏名 _____ 印

本人との関係（ ）

訪問看護ステーション契約書

利用者【】（以下「利用者」という。）と訪問看護リハビリステーションホームケア本八幡（以下「事業者」という。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的及びサービス内容）

事業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法及び医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、介護給付及び医療給付の対象となるサービスを提供します。

利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（重要事項説明書の準用）

以下の本契約に規定されている内容以外の重要事項については、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の準用を持って本契約の内容とします。

第3条（契約期間）

この契約の期間は、以下のとおりとします。

1 利用者のサービスが介護給付の場合の契約期間は次のとおりです。

①本契約の有効期間は、契約締結日から始まり、利用者の要支援・要介護認定の有効期間満了までとします。ただし、契約期間の満了日以前に、利用者が要支援・要介護状態区分の変更の認定を受け、認定の有効期間の満了日が更新された場合、または更新認定を受けた場合は、更新後の要支援・要介護認定の有効期間が満了する日までとします。

②上記の契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約解約の申し出がない場合、契約は更新されるものとします。

③要支援・要介護認定で非該当となった場合、引き続き医療保険での指定訪問看護を利用する場合は、契約は継続されます。

2 利用者のサービスが医療給付の場合の契約期間は次のとおりです。

本契約の有効期間は、契約締結日から利用者からの契約終了の申し出があるまでの期間とします。

第4条（個別サービス計画の作成及び変更）

事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成し、利用者に説明したうえでこれに従って、計画的にサービスを提供します。介護保険利用の場合の利用者の「訪問看護計画」は「居宅サービス計画」と医師の「訪問看護指示書」に基づき、サービス目標、内容、実施期間を定め作成します。

利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望される場合は、速やかに居宅介護支援事業者等への連絡調整等の支援を行ないます。利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その計画が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行ないます。

第5条（サービス提供の記録）

利用者に提供したサービス提供の記録は、契約終了日から5年間保管します。記録については利用者とそのご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。ただし、閲覧及び写しの交付をご希望の場合は別途「秘密保持契約書」を交わさせて頂き、開示目的により情報提供及び書類代が発生します。料金表は別紙。

第6条（サービス利用料金）

サービス利用料金は「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

第7条（利用料等の支払い）

- 1 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。
- 2 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。
- 3 利用者が、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。予告期間満了日に契約は解約されます。
- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
 - 一 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしている場合
 - 二 事業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不诚信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
- 3 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
 - 一 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納し、事業者は、利用者に対し1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定めるも当該期限までに滞納額の全額の支払いがないとき。
 - 二 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - 三 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
事業者は、当項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 4 事業者は利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
 - 一 利用者が介護保険施設へ入所した場合
 - 二 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護看護小規模多機能型居宅介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
 - 三 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
 - 四 利用者が死亡した場合
 - 五 利用者およびご家族が、信義誠実をもって契約を継続することが困難であると事業所が判断した場合
- 5 事業者は、利用者又はその家族が事業者や従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為やハラスメント行為を行った場合、文章で通知する事により、直ちにこの契約を解約することができる。

第9条（守秘義務）

- 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第10条（損害賠償）

- 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
- 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

第11条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第12条（苦情処理）

- 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第13条（本契約に定めない事項）

利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第14条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第15条（社会情勢及び天災）

- 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。

2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、両者の記名押印の上、各自1通を保有します。

_____年_____月_____日

(利 用 者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

(上記代理人) (代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

本人との関係 _____

(事 業 者)

住 所 : 千葉県市川市南八幡3-5-15-401

法 人 名 : ホームケア株式会社

代表者名 : 代表取締役 池田 文江 印

(事 業 所)

住 所 : 千葉県市川市南八幡3-5-15-401

事業所名 : 訪問看護リハビリステーション ホームケア本八幡

(指定番号 第 1262790327号 千葉県)